

改正

昭和54年 9 月29日防災会議要綱第 1 号

平成12年 3 月24日防災会議要綱第 1 号

平成14年 6 月28日防災会議要綱第 1 号

平成22年 3 月31日防災会議要綱第 1 号

平成27年 3 月20日防災会議要綱第 1 号

木更津市防災会議運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、木更津市防災会議条例（昭和37年木更津市条例第43号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、木更津市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 防災会議は、会長が招集し議長となる。

2 委員は、防災会議の必要があると認めたときは、会長に会議の招集を求めることができる。

(委任による処理)

第 3 条 防災会議の権限に属する事項のうち次の事項については、会長において処理することができる。

- (1) 災害が発生した場合において、情報を収集すること。（条例第 2 条第 2 号）
- (2) 災害が発生した場合において、災害応急対策に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。（条例第 2 条第 3 号。災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第14条第 2 項第 3 号）
- (3) 関係行政機関の長等に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めること。
(条例第 2 条第 3 号。法第21条)
- (4) 災害対策本部の設置についての意見に関すること。（条例第 2 条第 3 号。法第23条第 1 項）
- (5) その他軽易な事項

2 前項の規定により処理したときは、会長は、次の防災会議にこれを報告しなければならない。

(事務局)

第4条 防災会議の事務を処理するため、事務局を総務部危機管理課に置く。

2 防災会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和47年2月28日から施行する。

附 則 (昭和54年9月29日防災会議要綱第1号)

この要綱は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月24日防災会議要綱第1号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年6月28日防災会議要綱第1号)

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日防災会議要綱第1号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月20日防災会議要綱第1号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。